

麻薬卸売業者における  
麻薬管理マニュアル

大分県福祉保健部薬務室

令和4年3月

# 目 次

第1 麻薬卸売業者の免許	1～2
(1) 免許の申請 (法第3条)	1
(2) 免許の有効期間 (法第4条・法第5条)	1～2
(3) 業務廃止等の届出 (法第7条)	2
(4) 免許証の返納 (法第8条)	2
(5) 免許証の記載事項の変更届 (法第9条)	2
(6) 免許証の再交付 (法第10条)	2
(7) 役員の変更 (施行規則第1条の4)	2
第2 麻薬卸売業者の業務 (譲受け、譲渡し等)	3～4
(1) 譲受け (法第24条、法第26条・法第32条)	3
(2) 譲渡し (法第24条第9項、法第32条)	3～4
(3) 業務廃止に伴う譲渡し等 (法第7条、法第36条)	4
第3 麻薬の管理、保管	4～5
第4 記 録	5～6
第5 廃 棄	7
第6 事故届	7
第7 半期報告	7～8
第8 立入検査	8

## [各種様式]

1 麻薬卸売業者免許申請書 別記第1号様式 (第一条関係)	9
診断書	10
2 法人、団体等麻薬業務関係役員組織図例	11
3 麻薬卸売業者業務廃止届 別記第3号様式 (第三条関係)	12
4 麻薬取扱者免許証返納届 別記第4号様式 (第四条関係)	13
5 麻薬取扱者免許証記載事項変更届 別記第5号様式 (第五条関係)	14
6 麻薬取扱者免許証再交付申請書 別記第6号様式 (第六条関係)	15
7 麻薬卸売業者役員変更届 別記第1号の2様式 (施行規則第一条の四関係)	16
8 残余麻薬届	17
9 残余麻薬譲渡届 (旧「譲渡完了届」)	18
10 麻薬廃棄届 別記第11号様式 (第十条関係)	19
11 麻薬事故届 別記第18号様式 (第十二条の五関係)	20
12 麻薬譲受証	21
13 麻薬譲渡証	22

[手続き・事務処理便覧]	23～24
--------------	-------

## 麻薬卸売業者(麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)第2条第16号)

麻薬卸売業者とは、大分県知事(以下「知事」という。)の免許を受けて、

- ・麻薬小売業者
- ・麻薬診療施設の開設者
- ・麻薬研究施設の設置者

に麻薬を譲り渡すことを業とする者です。

なお、麻薬卸売業者は、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者に麻薬を譲り渡すことができます(法第24条第9項)。

麻薬を譲り渡すことを業とするには、麻薬卸売業者の免許を取得することが必要です。

### 第1 麻薬卸売業者の免許

#### (1) 免許の申請(法第3条)

麻薬卸売業者の免許申請は、「麻薬卸売業者免許申請書」(別記第1号様式P9)を、当該業務所を管轄する保健所・保健部(大分市にあっては大分市保健所)(以下「保健所・保健部」という。)に提出してください。

また、免許申請を行う際には、次の書類が必要です。

- ①麻薬卸売業者免許申請書(別記第1号様式P9)
- ②心身の障害があっても麻薬卸売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者(麻薬、あへん又は大麻の慢性中毒者)又は覚醒剤中毒者でない旨の医師の診断書(法人にあっては、麻薬関係業務を行う役員全員の診断書)(P10)
- ③薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の写し及び薬剤師免許証の写し
- ④申請者が法人にあっては、麻薬関係業務を行う役員についての組織図(代表者の記名等により証明されたもの・P11例参照)など「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類

#### 【麻薬関係業務を行う役員とは】

- (ア) 合名会社 ～ 定款に別段の定めがないときは社員全員
- (イ) 合資会社 ～ 定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員
- (ウ) 合同会社 ～ 定款に別段の定めがないときは社員全員
- (エ) 株式会社(特例有限会社を含む) ～ 会社を代表する取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する執行役
- (オ) 外国会社 ～ 会社法第817条にいう代表者
- (カ) 民法法人・協同組合 ～ 理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

⑤麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示すもの

⑥免許申請時に手数料が必要です。(R4.3.1現在 14,600円)

#### (2) 免許の有効期間(法第4条・法第5条)

免許の有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。

免許証を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。  
引き続き業務を行う場合は、事前に申請を受け付けします。

### (3)業務廃止等の届出(法第7条)

免許証の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止したとき、又は薬局の廃止等で麻薬免許の絶対的要件(法第3条第2項第5号)となる資格を失ったときは、15日以内に麻薬卸売業者免許証を添えて「業務廃止届」(別記第3号様式P12)を保健所・保健部に提出しなければなりません。

また、開設者が死亡、又は法人が解散した場合の「業務廃止届」は、相続人等届出義務者が保健所・保健部に提出しなければなりません。

### (4)免許証の返納(法第8条)

免許証の有効期間が満了した時、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消された時は、15日以内に、麻薬卸売業者免許証を添えて「免許証返納届」(別記第4号様式P13)を保健所・保健部に提出しなければなりません。

### (5)免許証の記載事項の変更届(法第9条)

免許証の記載事項に変更を生じた時は、15日以内に、麻薬卸売業者免許証を添えて「免許証記載事項変更届」(別記第5号様式P14)を保健所・保健部に提出しなければなりません。

\*業務所を移転する場合や個人から法人化する場合には、業務を廃止し、新たに免許を取得しておく必要があります。

\*所在地が地番変更により変わる場合は、記載事項の変更は必要ありません。

### (6)免許証の再交付(法第10条)

免許証をき損し、又は亡失した場合は、15日以内に、「免許証再交付申請書」(別記第6号様式P15)により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて保健所・保健部に免許証再交付申請書を提出しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後で紛失した免許証を発見したときには、15日以内に発見した免許証添えて「免許証返納届」を保健所・保健部に提出しなければなりません。

なお、再交付の申請時には手数料が必要です。(R4.3.1 現在 2,700円)

### (7)役員の変更届(施行規則第1条の4)

麻薬卸売業者の業務を行う役員に変更が生じた場合は、「麻薬卸売業者役員変更届」(別記第1号の2様式P16)により届出をしなければなりません。なお、届出書には診断書(新たに追加された役員)及び変更後の担当役員の業務分担を示す組織図(業務分掌表の提出でも可)、登記事項証明書を添付してください。

## 第2 麻薬卸売業者の業務(譲受け、譲渡し、業務廃止に伴う譲り渡し等)

### (1) 譲受け(法第24条・法第26条・法第32条)

- ①麻薬卸売業者が麻薬を譲り受けることができる相手は、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬元卸売業者及び大分県内の麻薬卸売業者（以下「麻薬元卸売業者等」という。）に限定されています。
- ②麻薬を譲り受ける時は、麻薬の現品を持参した際に麻薬元卸売業者等が交付する麻薬譲渡証と麻薬卸売業者が交付する「麻薬譲受証」を同時に交換するか、あらかじめ麻薬元卸売業者等へ麻薬譲受証を交付しなければなりません。
- ③麻薬譲受証には、免許番号、免許の種類、譲受人の氏名（法人にあつては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人の場合には代表者印又は代表者印に代わる麻薬専用印を用いて下さい。（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。））して下さい。
- ④麻薬譲受証は、麻薬卸売業者の責任において作成して下さい。
- ⑤譲り受けの際は、麻薬元卸売業者等の立会いの下に、次の事項について確認して下さい。
  - (ア) 麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名・数量・製品番号と現品の相違
  - (イ) 容器の証紙による封かんの有無
  - (ウ) 麻薬譲渡証の押印
- ⑥麻薬譲渡証は交付を受けた日から2年間保存することが義務づけられています。麻薬譲渡証を紛失又はき損した場合、理由書等（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬元卸売業者等に提出し、再交付を受けて下さい。なお、紛失した麻薬譲渡証を発見した時は、速やかに麻薬元卸売業者等に返納して下さい。

### (2) 譲渡し(法第24条第9項・法第32条)

- ①麻薬卸売業者は、大分県内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲渡することはできません。
- ②麻薬を譲り渡す時は、あらかじめ麻薬小売業者等から麻薬譲受証の交付を受けるか、又は麻薬譲受証と引換えでなければ、麻薬及び麻薬譲渡証を交付してはいけません。
- ③あらかじめ麻薬譲受証の交付を受けた場合、麻薬譲受証の記載事項及び押印等に不備はないか確認してください。
- ④麻薬譲渡証には、法人の場合、代表者名を記載し、代表者印又は代表者印に準ずる麻薬専用印を押印してください。
- ⑤麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡す場合、麻薬小売業者等に対し、次の事項について確認を求め、その確認の際には、必ず立ち会うようにしてください。
  - (ア) 麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名、数量及び製品番号と現品との相違
  - (イ) 容器の証紙による封かんの有無
  - (ウ) 麻薬譲渡証の記載事項及び押印

- ⑥麻薬譲受証は交付を受けた日から2年間保存することが義務づけられています。  
麻薬譲受証を紛失又はき損した場合、理由書等（き損した場合は、き損した麻薬譲受証を添付）を取引のあった麻薬小売業者等に提出し、再交付を受けて下さい。  
なお、紛失した麻薬譲受証を発見した時は、速やかに麻薬小売業者等に返納して下さい。

### (3)業務廃止に伴う譲渡し等(法第7条、法第36条)

業務を廃止したり、法人が解散した際は、15日以内に「残余麻薬届」(様式P17)により現に所有する麻薬の品名、数量を記載し、保健所・保健部に提出しなければなりません。現に麻薬がない場合にあっても、不法所持に至らしめないように麻薬を所持していないことを確認する必要がありますので、その旨を届け出てください。

また、業務廃止後50日以内に限り、厚生労働大臣の許可を受けることなく、大分県内の他の麻薬営業者（麻薬卸売業者・麻薬小売業者）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

ただし、譲り渡した日から15日以内に「残余麻薬譲渡届」(様式P18)により、次の事項を記載し、保健所・保健部に提出しなければなりません。

- ①譲り渡した麻薬の品名、数量
- ②譲渡年月日
- ③譲受人の氏名（又は名称）、住所

なお、麻薬が古い場合、又は譲渡できない場合は、50日以内に「麻薬廃棄届」(別記第11号様式P19)を保健所・保健部に提出し、麻薬取締職員又は保健所職員（麻向法第50条の38に規定する職員）の立会いのもとに廃棄しなければなりません。

なお、麻薬卸売業者（開設者）が死亡した場合にも、相続人等の届出義務者が同様に届けなければなりません。

## 第3 麻薬の管理、保管(法第34条)

- ①薬剤師である麻薬卸売業者若しくは医薬品医療機器等法の規定に基づく管理薬剤師は、麻薬卸売業者が譲り受ける、又は譲り渡す麻薬について、次に掲げる事項等を責任を持って行ってください。

- (ア) 受入れ（麻薬元卸売業者等からの譲受け）
- (イ) 払出し（麻薬小売業者等への譲渡し）
- (ウ) 保管（保管場所での保管、定期的な保管設備への巡回、在庫管理等）
- (エ) 保管設備の鍵の管理
- (オ) 法定書類（譲渡証、譲受証、麻薬にかかる帳簿）の作成及び保管
- (カ) 廃棄や事故に関する届出、半期報告の届出

- ②麻薬卸売業者が所有する麻薬は、以下の基準に合った麻薬貯蔵設備に保管しなければなりません。

【麻薬貯蔵設備基準】（昭和56年8月14日薬発第780号厚生省薬務局長通知）  
麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備基準は、次のとおりですが、壁等の厚さは、設備基準と同等以上の強度、耐火性等を有するものであれば、天井並びに壁の材質及び厚さ

の設備基準を満たさなくても差し支えありません。

- a. 常時監視のできる警備体制が具備されていること。
  - b. 人目につかない位置に非常ベルの装置があること。
  - c. 天井の高さは、180 cm、床面積は3.3 m<sup>2</sup>以上であること。
  - d. 天井及び壁は、原則として鉄筋コンクリートで、厚さは20 cm以上であること。
  - e. 出入口に鉄格子戸及び鉄扉があり、鉄格子戸及び鉄扉には盗難防止上十分な施錠ができること。鉄扉の厚さは9 cm以上で内部に不燃材料をつめてあること。
  - f. 通気口、換気装置等を設置する場合は、鉄格子等盗難防止上の対策を十分に講ずること。
- ③麻薬保管庫内にはその他の医薬品、現金及び書類（麻薬帳簿を含む）等を一緒に入れることはできません。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設にあつて、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類（いわゆる「棚表」）を除く。）
- ④麻薬保管庫は、出し入れの時以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないで下さい。
- ⑤定期的に帳簿残高と在庫現品とを照合し、在庫の確認を行って下さい。

## 第4 記録

### 1 麻薬帳簿の記載(法第37条)

#### (1)麻薬帳簿(麻薬受払簿)を備え、次の事項を記載して下さい。

- ①譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日並びに相手方の氏名又は名称及び住所
- ②譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日並びに相手方の氏名又は名称及び住所
- ③「麻薬事故届」により届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日  
(備考欄に届出年月日を記載、事故年月日は事故発生日若しくは事故発見日を記載)
- ④廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日  
(備考欄に届出年月日を記載、立会者署名又は記名押印)

#### (2)記載上の留意事項

- ①帳簿は品名、剤形、規格、濃度別に口座を設けて記載して下さい。
- ②帳簿の形式としては、金銭出納帳簿形式のものが便利です。  
なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
- ③帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用して下さい。
- ④麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員又は保健所職員（麻向法第50条の38に規定する職員）の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにして下さい。
- ⑤帳簿の訂正は、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書き、訂正した箇所に管理者等の訂正印を押して下さい。修

正液や修正テープは使用しないで下さい。

なお、コンピューター処理により訂正する場合には、訂正年月日、訂正事項及び訂正を行った者が分かるようにしてください。

### (3) 記載の方法

譲り受け又は譲り渡しがあった都度記載することが原則です。記載の内容等は、下記の項に従って記入して下さい。

- ①麻薬の受入の年月日は、麻薬元卸売業者等が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日として下さい。このほか「備考欄」には、購入先の麻薬元卸売業者等の名称・住所及び製品の製品番号を記載して下さい。また、譲渡証の日付と納品日が異なる場合、納品日を備考欄に記載して下さい。
- ②麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡した際には、「年月日」には出庫の日、すなわち麻薬譲渡証の日付、「備考欄」には譲受側の名称・住所、麻薬の製品番号等をそれぞれ記載して下さい。

### (4) その他

- ・定期的に、帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。
- ・麻薬帳簿は、最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。

#### 【帳簿の記載例】

塩酸モルヒネ注射液 1ml×10A / 箱の場合

品名	塩酸モルヒネ注射液 (10mg . 1ml)			単位	A
年月日	受入	払出	残高	備考	
R3.10.1			500	前帳簿から繰越し	
R3.10.2	100		600	〇〇株式会社(〇〇県△△市1-2)から購入。 製品番号:××	
R3.10.15		50	550	〇〇病院(大分市△△1-2) 製品番号:××	
R3.10.16		1	549	1A 破損確認。 製品番号××の中の1アンプル R3.10.16 事故届提出 回収分廃棄(0.6ml) 立会者 署名〇〇	
R3.10.25		9	540	R3.10.16 付け麻薬廃棄届により廃棄。 立会者(麻薬取締員等)署名〇〇	



## 第5 廃棄(法第29条)

古くなったり、変質、破損等により譲り渡さない麻薬、不要となった麻薬については、あらかじめ「麻薬廃棄届」(別記第1.1号様式P19)を保健所・保健部に提出した後でなければ廃棄することはできません。廃棄は麻薬取締職員又は保健所職員(麻向法第50条の38に規定する職員)の指示に従って下さい。なお、「麻薬帳簿」への記録も必要です。

## 第6 事故届(法第35条第1項)

麻薬卸売業者が所有している麻薬に、滅失、盗取、破損、所在不明その他の事故が生じた場合は、その品名、数量その他の事故の状況を「麻薬事故届」(別記第1.8号様式P20)に記載し、速やかに保健所・保健部に届け出なければなりません。

### <留意事項>

- ①麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署にも届けて下さい。
- ②事故届を提出した場合には、麻薬帳簿にその旨を記載し、事故届の写しを保管して下さい。
- ③麻薬卸売業者は、麻薬小売業者等に麻薬を譲り渡す際、両者立会のもとに破損等を発見した場合は、麻薬譲受証を返し、譲受側から麻薬譲渡証の返納を受けるとともに、その麻薬を持ち帰ることになります。この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を保健所・保健部に提出してください。
- ④郵送等により麻薬を譲り受けた後に、譲受側が譲り受けた麻薬に破損等を発見した場合には、譲受側が麻薬事故届を保健所・保健部に提出することになります。麻薬元卸売業者等が契約する運送業者により配送された場合についても同様に、譲受側が麻薬事故届を提出することになります。
- ⑤事故の原因を分析し、再発防止のための適切な対策を講じてください。

## 第7 半期報告(法第46条)

麻薬卸売業者は、半期(1月から6月まで及び7月から12月までの期間)ごとにその期間の満了後15日以内に、次の事項を「(上・下)半期麻薬卸売業者報告書」により、保健所・保健部に提出しなければなりません。

- (1) 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
- (2) その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
- (3) 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

### <留意事項>

- ①届出期間中に麻薬を所有していなかった場合であっても、「在庫なし」と届出する必要があります。
- ②半期報告の記載は、同じ品名のものでも濃度(含有量)、剤型が異なれば、別品目として記載して下さい。
- ③譲り受け欄には、麻薬元卸売業者等から譲り受けた麻薬の数量を記載して下さい。

- ④麻薬廃棄届により廃棄した麻薬の数量及び事故のあった麻薬の数量については、「備考欄」にその数量を記載して下さい。
- ⑤「半期報告」は、徹底した麻薬管理の下で記述される帳簿に基づき作成されますが、必ず帳簿と麻薬の入庫、出庫並びに在庫量等が一致することを確認のうえ、作成して下さい。
- ⑥「半期報告」を提出した後に、誤りが判明した場合には、訂正する必要がありますので、すみやかに大分県福祉保健部薬務室又は業務所を管轄する保健所、保健部に問い合わせして下さい。

## **第8 立入検査(法第50条の38)**

立入検査を行う職員（麻薬取締官、麻薬取締員又はその他の職員）は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求め確認して下さい。

## 麻薬卸売業者免許申請書

麻薬業務所	所在地	大分県		
	名称			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	大分県		
	名称			
許可又は免許の番号		第 号	許可又は免許の年月日	年 月 日
申請者（法人を含む。）の欠格条項	(1)	法第51条第1項により免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の処せられたこと。		
	(3)	医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
備 考				
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">（法人にあつては、名称）</p> <p style="margin-left: 50px; margin-top: 20px;">大分県知事 殿</p>				

# 診 断 書

氏 名		性 別	男	女
生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳	
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。          (各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)</p> <p>1 精神機能          精神機能の障害</p> <p><input type="checkbox"/> 明らかに該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> 専門家による判断が必要</p> <p>「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること(できるだけ具体的に。詳細については別紙も可)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 麻薬中毒又は覚醒剤の中毒</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> あり</p>				
診 断 年 月 日	年 月 日			
医 師	病院、 診療所 又は介 護老人 保健施 設等	名 称		
		所 在 地		
		電 話 番 号		
	氏 名			

【法人、団体等麻薬業務関係役員組織図例】

株式会社 ○○ 役員業務分担表

\*役員全員の姓名を記入

}	<input type="text" value="○山 ×男"/>	代表取締役
	<input type="text" value="△川 ○子"/>	○○役員
	○海 ×雄	非常勤役員
	△島 ○江	販売担当役員
	○花 △美	経理担当役員

内が麻薬関係業務を行う役員であることを証明する。

令和 年 月 日

大分市○○町1-1-1  
株式会社○○  
代表取締役 ○山 ×男

診断書を提出するのは○山 ×男、△川 ○子になります。

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

## 麻薬卸売業者業務廃止届

免許証の番号	第	号	免許年月日 (有効期間開始日)	年 月 日
麻薬業務所	所在地			
	名称			
氏	名			
業務（研究）廃止の 事由及びその年月日				
<p style="text-align: center;">上記のとおり、業務を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人にあっては、名称)</p> <p style="text-align: center;">大分県知事</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">殿</p>				

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

## 麻薬卸売業者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
氏 名			
免許証返納の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 150px;">住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）</p> <p style="margin-left: 150px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">（法人にあつては、名称）</p> <p style="margin-left: 50px;">大分県知事 殿</p>			

（注意）用紙の大きさは、A4 とすること。





## 麻薬卸売業者免許証再交付申請書

免許証の番号		第	号	免許年月日	年	月	日
麻薬業務所	所在地						
	名称						
氏名							
再交付の事由 及びその年月日							
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地)</p> <p>氏名 (法人にあっては、名称)</p> <p>大分県知事 殿</p>							

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

## 麻薬卸売業者役員変更届

免許の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所在地			
	名 称			
変 更 年 月 日			年 月 日	
変 更 前				
変 更 後				
変更後の業務 を行う役員 の欠格条項	(1)	法第51条第1項の規定により免許を 取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又は これに基づく処分に違反したこと。		
備 考				
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称)</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。



# 残余麻薬譲渡届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

(法人にあっては、  
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称)

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻 薬 取 扱 者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあっては、名称)		
		麻薬業務所	所 在 地	
			名 称	
		業務(研究)の廃止又は 免許の失効年月日		年 月 日
残余麻薬届出年月日		年 月 日		
譲 受 者	麻薬営業者、麻薬 診療施設の開設者 又は麻薬研究施設 の設置者	住 所 (法人にあっては、主たる 事務所の所在地)		
		氏 名 (法人にあっては、名称)		
	麻 薬 取 扱 者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあっては、名称)		
		麻薬業務所	所 在 地	
名 称				
譲渡年月日			年 月 日	
品 譲 渡 し 及 び 麻 薬 数 量 の	品名		数量	備考

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えて頂ければ、九州各県で使用できます。

## 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類		氏名	
麻 薬 業務所	所在地		
	名 称		
廃 棄 しようとする 麻 薬	品 名	数 量	
廃棄の年月日	年 月 日 <small>*管轄保健所（保健部）と事前に協議のこと。 *大分市内（薬務室対応）は事前連絡不要。</small>		
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 <small>（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）</small></p> <p style="text-align: center;">氏 名 <small>（法人にあっては、名称）</small></p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>			

（注意）用紙の大きさは、A4とすること。

## 麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
事故が生じた麻薬		品 名	数 量
事故発生の状況			
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 事故発生年月日</li> <li>▪ 場所、関係者</li> <li>▪ 事故の種類 (所在不明、破損、流出等)</li> <li>▪ 回収麻薬の量</li> <li>▪ 事故麻薬の廃棄 (年月日、場所、立合者等) など</li> </ul> </div>			
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">麻薬管理者 氏 名</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>			

(注意) 用紙の大きさは、A4とすること。

別記第 1 6 号様式 (第十二条関係)

麻 薬 讓 受 証				年 月 日
譲受人の免許証の番号	第 号	譲受人の免許の種類		
譲受人の氏名 (法人にあつては、名称) 印				
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理若、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第 号	氏 名	印
所在地				
名 称				
品 名	容 量	筒 数	数 量	備 考

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 余白には、斜線を引くこと。

別記第17号様式(第十二条関係)

麻 薬 譲 渡 証				年 月 日
譲渡人の免許証の番号	第 号	譲渡人の免許の種類		
譲渡人の氏名(法人にあつては、名称)				
所在地				
名称				
麻薬業務所				
品 名	容 量	筒 数	数 量	備 考

印

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 2 余白には、斜線を引くこと。



手続き・事務処理便覧(詳細については解説を確認して下さい。)

事 項	提出書類の名称	添付書類	備 考
免許申請	麻薬卸売業者免許申請書	①診断書(法人の場合は業務を行う役員全員分) ②麻薬関係業務を行う役員についての組織図 ③医薬品販売業許可証又は薬局開設許可証の写 ④薬剤師免許証の写し	(1) 診断書 心身の障害があっても、麻薬卸売業者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でない旨の内容 (2) 手数料 ※14,600 円 (3) 免許の有効期間 免許を受けた日の属する年の翌々年の12月31日まで (4) 免許の有効期間満了に伴い、引き続き免許を受ける者については、毎年11月頃から受け付ける。
業務廃止	①麻薬卸売業者業務廃止届 ②残余麻薬届 ③免許失効による残余麻薬譲渡完了届又は麻薬廃棄届 (麻薬の在庫がある場合)	麻薬卸売業者免許証	(1) 提出期限 取扱いをやめた日から15日以内に届け出ること。 (2) やめた場合の麻薬の所持 廃止後50日以内に譲渡又は廃棄しなければならない。 譲渡した場合は、譲渡の日から15日以内に届け出ること。
免許証返納	麻薬卸売業者免許証返納届	麻薬卸売業者免許証	免許証の有効期間が満了し、又は免許を取り消された時、若しくは亡失した免許証を発見した時は、15日以内に届け出ること。
記載事項変更	麻薬卸売業者免許証 記載事項変更届	麻薬卸売業者免許証	(1) 提出期限 変更を生じた日から15日以内に届け出ること。 (2) 住所、氏名、業務所の名称変更に限られます。 (3) 地番変更時の行政区画整理の場合は、必要ありません。 (4) 営業所の移転の場合は現麻薬卸売業者免許証を廃止し、新規免許申請をすること。

免許証再交付	麻薬卸売業者 免許証 再交付申請書	き損した場合 麻薬卸売業者免許 証	(1) 提出期限 麻薬卸売業者免許証のき損又は 亡失を発見した時は、15日以内 に届け出ること。 (2) 手数料 ※2,700円
役員変更届	麻薬卸売業者 役員変更届	①診断書 (変更役員分) ②変更後の担当役 員の業務分担を示 す書類、登記事項 証明書	
不良・不要 麻薬等の廃 棄	麻薬廃棄届	なし	(1) 陳旧麻薬、誤調整した麻薬等 を廃棄する時、届け出ること。 (2) 届け出てから麻薬取締員等の 立ち会いの下で廃棄すること。
破損等の事 故	麻薬事故届	なし	(1) 麻薬が流出し、盗取され、所 在不明等になった時は速やか届け 出ること。 (2) 盗難の場合は、同時に警察に も届け出て、現場保存に努めるこ と。

半期報告	(上・下)半期 麻薬卸売業者 報告書	なし	半期(1月から6月まで及び7月 から12月までの期間)ごとに、 その期間の満了後15日以内に届 け出る。
------	--------------------------	----	---

注意※手数料については、あらかじめ大分県福祉保健部薬務室又は業務所を管轄する  
保健所、保健部に確認して下さい。